

午後三時四十九分開会

○衆議院議長（森英介君） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

前回、六月十日水曜日の全体会議の後の経過について、まず御報告申し上げます。

六月十日、その日のうちに、両院正副議長から高市内閣総理大臣に対して、お手元のとりまとめを手交いたしました。

その後、政府において、皇室典範等改正案の作成に入り、政府からは、骨子案、要綱案が順次提示されました。

二十二日月曜日に骨子案を正式了承し、各党各会派の皆様は骨子を配付いたしました。また、昨二十四日水曜日に要綱案を正式了承し、皆様に要綱を配付いたしました。

骨子及び要綱については、必要に応じて政府から事前に説明を聞いていただいたことと存じます。

本日は、正式に、皇室典範等改正案の要綱について、木原内閣官房長官から御説明をいただきます。木原内閣官房長官、お願いをいたします。

○内閣官房長官（木原稔君） 官房長官でございます。

まず、本日は、皇室典範等の一部を改正する法律案の要綱を御説明する機会を設けていただき、ありがとうございます。

衆参両院の正副議長におかれましては、先般、六月十日、各党各会派の御議論を取りまとめいただきましたことにつき、改めて感謝を申し上げます。

政府におきましては、この議論のとりまとめをしっかりと受け止め、法律案の立案作業を現在行っているところでございます。

先日、六月二十二日に法律案の骨子について衆参正副議長に御了承いただきましたが、それに沿って要綱を作成いたしましたので、皆様方の御確認をいただいた上で、法律案を速やかに国会に提出したいと考えております。

着座にて失礼させていただきます。

それでは、法律案の要綱の御説明をさせていただきます。

まず、第1といたしまして、皇室典範を改正いたします。

1として、内親王及び女王が婚姻により皇籍を離脱しないこととすることに關する事項ですが、典範第十二条を削除し、内親王及び女王について、天皇及び皇族以外の男子との婚姻によって皇族の身分を離れることがないものいたします。

典範第十条を改正し、女性皇族の婚姻は、皇族以外の女子で親王妃又は王妃となった者であつてその夫を失つたものが天皇及び皇族以外の男子と婚姻する場合を除き、皇室會議の議を経るものとしたいたします。

典範第十三条を削除し、親王又は王が皇族の身分を離れることによつて、当該親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃が皇族の身分を離れることがないものいたします。

その他所要の規定を整備いたします。

2といたしまして、皇族の養子に關する事項であります。

皇室典範は、現在第五章までございますが、第六章を新設いたします。皇族の養子を禁ずる第九條の規定は残し、その例外として、皇族の養子についての規定を第六章に定めることといたします。その内容としては、皇嗣及び皇嗣妃以外の親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王は、皇室會議の議を経て、皇室典範による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない年齢十五年以上の男子であつて、配偶者及び子がいないものに限り、養子とすることができるようものといたします。

これにより養子をする縁組については、年齢十五年以上の未成年について家庭裁判所の許可は不要といたします。

縁組による養子は、当該縁組の時から皇族となるものといたします。

縁組により皇族となつた皇族男子は、皇位継承資格を有しないものとします。

養子皇族男子及び養子皇族男子の子孫の皇族としての地位は、実方の系統によるものといたします。

養子皇族男子である王は、意思に基づき皇族の身分を離れることができないものとします。

養子皇族男子の摂政就任順位は、内親王及び女王の次といたします。

その他所要の規定を整備いたします。

次に、第2といたしまして、皇室經濟法を改正いたします。

独立の生計を営む内親王及び女王に対する皇族費について、それぞれ、独立の生計を営む親王及

び王に対する皇族費と同額とするほか、所要の規定を整備いたします。

第3として、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律を改正いたします。

この法律ですが、正式の題名がない法律であり、今回の改正に際しまして、皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律との題名を付することにいたします。以下、皇族戸籍法と呼ばさせていただきます。

その皇族戸籍法の改正内容としては、まず、内親王及び女王が婚姻により皇籍を離脱しないこととすることに関する事項ですが、内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻しようとするときは、皇室会議の議を経た後に、法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬものとし、この場合においては、成年の証人二人以上の署名は要しないものいたします。

内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚しようとするときは、親権者と定められる当事者の氏名、内親王又は女王の場合は名、氏名の名のみになりますが、その者が親権を行う子の氏名その他法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬものとなります。

次に、皇族戸籍法改正における皇族の養子に関する事項であります。天皇及び皇族以外の男子が皇族の養子となつたときは、その戸籍から除かれるものいたします。

その他所要の規定を整備いたします。次に、第4といたしまして、住民基本台帳法を

改正いたします。

法改正後の内親王・女王の法的位置付けに鑑み、天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王について住民基本台帳法を適用するものとし、同法及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができるものいたします。

次に、第5に、附則に規定する事項としては、まず、施行期日ですが、公布の日から起算して三月を経過した日から施行し、一部の規定については公布の日から施行することといたします。

次に、経過措置ですが、まず、この法律の施行の際における内親王又は女王、以降、これを施行時内親王等というふうに表示しますが、その施行時内親王等が天皇及び皇族以外の男子と婚姻する場合において、当該施行時内親王等が当該婚姻と同時に皇族の身分を離れようとするときは、皇室会議の議によることなく、その意思により皇族の身分を離れることができるものとし、当該婚姻について皇室会議の議を経ることは要しないものいたします。

これによりまして、施行時内親王等が皇族の身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費の金額については、この法律による改正前の皇室経済法の規定は、なおその効力を有するものとするほか、所要の経過措置について定めることといたします。

次に、他法、他の法律の改正であります。まず、行政手続法を改正し、天皇及び皇族の身分関

係に関する事項について定める命令等を定める行為については、意見公募手続等に関する規定は、適用しないものいたします。

次に、日本国憲法の改正手続に関する法律を改正することとし、天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王が住民基本台帳に記録される対象となることに伴いまして、当該内親王及び女王をこれまでどおり国民投票の投票人名簿及び在外投票人名簿の登録対象から除外するため、所要の改正を行うことといたします。

最後に、5の見直しといたしまして、以下を内容とする検討条項を改正法附則に置くことといたします。

(1)、この法律による改正後の皇室典範等の規定については、その施行の状況を踏まえて所要の検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(2)、(1)により検討が加えられるに当たっては、皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは、三十年ごとに見直しが行われるものとする。

要綱の説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○衆議院議長（森英介君）　ありがとうございます。

なお、ただいま御説明いただきました要綱につきまして、我々正副議長の四者でこれがとりまとめに沿ったものであると了承するに当たりまして、要綱の見直し規定に関する部分等について、附帯

決議による補足、明確化が必要ではないかとの共通認識を持っていることを申し添えます。

この際、各党各会派から御発言若しくは御質問をお願いいたします。御発言を希望される会派は名札をお立てください。御発言はそれぞれ五分程度でお願いいたします。

日本維新の会、お願いいたします。

○衆議院議員（藤田文武君） 日本維新の会の藤田文武でございます。

政府並びに両院正副議長の御努力に心より敬意と感謝を申し上げます。

その上で、三点意見を申し述べた上で、質問に對して回答を求めたいと思います。

まず一点目といたしまして、二案の養子につきまして、十五歳の制限を設けることに反対いたします。

年齢制限は、選択肢の幅を狭めることのみならず、当事者となる可能性のある方のリスクを増大させるものだと考えます。仮に十五歳未満の年頃の方がいらつしやった場合に、想像していただきたい。現在散見される秋篠宮家に対する誹謗中傷や、ネットやメディア等の妨害、海外からの影響工作などのリスクが年齢制限を設けることによつて増大する懸念がございます。

こうしたリスクを慎重に勘案して制度設計するのは当然であり、制度ができた後は、当事者が安全にかつスムーズに制度を活用できるよう最大限努力するのが立法院の務めであり、事の重大さを認識すべきと考えます。修正を求めたいと思いま

す。二点目といたしまして、一案の女性皇族の婚姻後の身分保持については、これは先例がございませす。しかし、あくまで例外的に運用されてきた事例であることを心得るべきと思います。例えば、江戸時代は三百年弱の歴史の中で九例のみ。これはあくまで例外的な運用であり、恒久的制度にした時代はございません。本案は、次世代以降、原則全ての女性皇族が自動的に婚姻後も身分保持をするという恒久的制度であり、全く皇室の歴史に整合的ではないと考えます。ゆえに、立法院の総意とりまとめに記載された内容にも反すると考えます。

よつて、二案は、対象者を現在の女性皇族に限定する、又は制限を、期限を設けるべきと考えます。現在の女性皇族だけに経過措置で盛り込まれた自由意思による選択制につきまして、仮に次世代にこの制度が及ぶにしても、次世代も当然、本人の意思を尊重した選択制にすることが結婚のハードルを上げてしまわないことにも考えを及ぼすべきかと思ひます。

立法院の一員として、制度設計において原則と例外を履き違えてはならないと考えます。立法院の皆様が、原則、例外を恒久的にひっくり返すことの重みをわきまえず、皇室の歴史に整合的でない改正を軽々しく実施するということはあつてはならないと思ひます。先例に倣いつつ、皇統の素乱を招く可能性を最小化しながら、抑制的に制度設計をするべきです。皇族数の確保を目的とするならば、まずは現世代の女性皇族のお力をお借りし、次世代にまで恒久的に制度化するのではなく、

特例として実施するのが正しい制度設計論だと思います。

改めて申し上げますが、次世代以降、原則全ての女性皇族が自動的に婚姻後も身分を保持することを想定した恒久的制度への改正は、皇室の歴史に整合的ではないというふうに思ひます。こちらも修正を求めたいと思ひます。

最後に、三点目は手続論でございます。

森議長は、このとりまとめ案については、ある程度具体的な内容を想定しながらも、文章としては一定の幅のある表現にとどめて、具体的な制度設計については政府の裁量に委ねると述べられました。そして、骨子を議長、副議長が確認、要綱を全体会議で確認するという二つの事前チェックについて述べられました。立法院のとりまとめを受け、内閣が骨子と要綱を作成し、今日に至る過程の中で議長、副議長と内閣の間に相当なやり取りが行われたと聞きますが、これは敬意を表したいと思ひます。

その中で、特に副議長は、一案の女性皇族の身分保持案は恒久制度がいいんじゃないか、そして二案は時限がいいんじゃないか、そして年齢制限の撤廃には反対などと主張されたメディア等からも聞こえてまいりましたが、このように御主張があつたのは事実かどうか、また、そうであれば理由を含めてお答えをいただきたいと思ひます。この全体会議は、参加者が各党を代表して責任を持って発言し、議事録も公開し、残り続けます。一方で、正副議長の事前チェックにおいては、どのような指示や会話があつたかなどは一切議事録

にも残りません。皇室典範という大変重要な議題であることから、特殊な進め方であることは当然理解をいたしますが、そもそも原則論として、立法院のトップが行政府の閣法に、制度設計に細かく注文を付け差配するということは、三権分立の観点からも抑制的であるべきと考えます。

手順で参考にとされている退位特例法は、非常にシンプルな法律でございました。しかし、今回は精緻な制度設計を伴うものでございます。静ひつな環境というものは、言うべきことを言わないことでもなく、また、議事録のない場だけで決めてしまうものでもないと考えます。今日の全体会議の意見を踏まえて、政府は、よくよく制度設計の重大さを受け止めていただき、修正すべき点は修正する作業を行っていただきたいと思ひます。

そこで質問ですが、この全体会議での意見聴取は、形式的なもので修正の余地はゼロという認識なのかどうか、それとも、当然、価値的な意見については修正が行われるべきなのか、これについて見解をお聞きたいと思ひます。

仮に政府による修正が行われた際には、その制度の詳細について、正副議長が事前に注文を付け差配することを行われるのかも併せてお答えいただけたらと思ひます。

○衆議院議長（森英介君） ただいまの御指摘については、必ずしも政府の責任ではない部分がございます。というのは、この私どものとりまとめのつとめてこういう制度設計をしているということがあって、今の御質問の一点目については政府に御回答いただきたいと思ひますけれども、二

点目、三点目については、私どものとりまとめと政府の要綱とはそごがないというふうに私は思ひますので、もし万一そういう御意見がありましたら、この全体会議の場でなくて、実際の委員会の場で御質疑をしていただければというふうに思ひます。

一点目については、政府からお答えいただければと思ひます。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 十五歳につきましてのお話でございますが、お取りまとめいただきました文書の中に、二ページでございますが、4のところ、本人の意思を考慮した養子となり得る者の年齢というまとめをいただいております。これを現在の皇室典範で見えますと、典範の十一條一項というのがございまして、これは、親王様は駄目なんでしょうが、王だとか内親王とか女王様は、十五歳におなりになりましたら、自分の意思で皇室会議の議を経た上で皇籍を離脱できるという条文があるんです。

そこで、今の典範上は、十五歳になっておれば自由意思が発動できるということだというふうに考えまして、それからもう一つは、民法におきまして、未成年が自分で養子に自分の意思で行けるというのが十五歳以上になっておりまして、これが、家庭裁判所の許可で適正性を担保することによって養子に行けるといふうな条文がございます。

この二つを勘案いたしましたして今回のおとりまとめを前提にいたしますと、十五歳以上ということが整合的だというふうに政府としては考えまして、

立案をした次第でございます。

○衆議院議長（森英介君） ちょっと補足をよろしいですか。

○衆議院副議長（石井啓一君） それでは、若干補足させていただきますが、皆様も御承知のとおり、今回の衆参正副議長四者のとりまとめは、元々政府の有識者会議の第一案、第二案を了とするという前提になっています。その第一案、第二案の有識者会議の書きぶりを基本的には受け止めてとりまとめに反映をしておりますし、それを政府の方でも骨子、要綱にしていきたいと思います、こういう流れがあるということを申し上げたいと思ひます。

○衆議院議長（森英介君） よろしいでしょうか。

○衆議院議員（藤田文武君） 済みません、再び発言させていただきます。

今日の場での意見が、価値的なものが、これ当然の話だと思うんですが、価値的なものがなければそのまま言っていたらいいと思うんですが、私も、これ責任を持って議事録が残る場でさせていただいています。その上で、それは確かにということがあれば検討が加えられて、修正もそれは当然、価値的なものであればされるというのがこれ当然だと思うんですね。

はなからこれは形式的なものであるというのであれば、それはそうおっしゃっていただいたらよろしいかと思ひますが、そこについての御見解を聞きたいと思ひます。

○衆議院議長（森英介君） 私どもとしては、責任を持って取りまとめたものであって、それを遡

って現時点において修正するというのは率直に言うて難しいです。

○衆議院副議長（石井啓一君） 補足してちよつと申し上げますが、今回の全体会議は、事前の御案内にもあつたかと思ひますけれども、この衆参正副議長四者のとりまとめをこれ正式に全体会議で皆様にお諮りをして、それにのつとつた形で政府の法案の要綱ができていくかどうかを確認する場であると、こういう位置付けだというふうに私どもは認識をしております。

○衆議院議員（藤田文武君） 何度も発言させていただくのは恐縮なので、次へ行ってください。

○衆議院議長（森英介君） では、中道改革連合、お願いいたします。

○衆議院議員（笠浩史君） 中道改革連合の笠浩史でございます。

政府が作成した皇室典範等の一部を改正する法律案の骨子及び要綱について、全体として衆参正副議長四者による立法院の総意のとりまとめにおおむね沿った形で立案されているものと思ひますが、幾つかの点につきまして所感を述べさせていただきます。

まず、見直し条項についてです。

衆参正副議長四者による立法院の総意のとりまとめにおいては、その2及び3にて、附帯決議において確認するよう各党各会派に要請する旨の項目が二項目言及されておりました。

今回、要綱の第5の5の見直しにおいて、一般的な検討条項に係る(1)の規定に加え、(2)に三十年ごとの見直しに関する規定が設けられています。

しかし、これは、立法院の総意のとりまとめの4の末尾において、「皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、一定年数ごとに見直すものとする。」との養子縁組に関する策について言及した部分が取り込まれたものと理解するものです。

この見直し条項については、これを法文化したことは了とするものですが、この運用に当たっては、立法院の総意のとりまとめの趣旨に忠実かつ的確な運用が図られるようにするべく、この点についても附帯決議において確認する必要があると思われまふ。

また、立法院の総意のとりまとめの2の3において言及されているように、女性天皇の是非を含めて安定的な皇位継承を確保するための方策について引き続き検討することを附帯決議で確認する必要があると思われまふ。衆参正副議長四者の御指導の下、各党各会派において真摯に検討されることを強く期待するものです。

続いて、婚姻後の女性皇族に住民基本台帳法を適用することについてです。

要綱の第4の住民基本台帳の一部改正において、「天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王（当該男子と離婚又は死別した者を含む。）について住民基本台帳法を適用するもの」としてあります。一方、立法院の総意のとりまとめでは、女性皇族の婚姻後の配偶者と子の身分については触れられておりません。

一定の予断を持った対応を決めてしまうのではないかと受け取られないことから、住民基本台帳

法の適用を今決める必要があるのかということについては疑問を感じざるを得ません。

立法院の総意のとりまとめの「皇族の方々を取り巻く環境その他皇室の状況についても勘案し、必要があると認められるときは、適時適切な措置が講じられるもの」とすることを踏まえる必要があるかと存じます。

以上、意見表明といたします。

○衆議院議長（森英介君） 今の前段の部分については、私が冒頭申し上げたとりまとめに沿ったものであると了承するに当たり、要綱の見直し規定に関する部分等について附帯決議による補足、明確化が必要と認識している、四者の共通認識でございますけど、まさにその点を指しております。後段については、山崎参与からお願ひいたします。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 今回の法制は、現在の条文を前提にしておりますので、配偶者の方は婚姻されるに当たって戸籍に残っておりますので、配偶者は戸籍役場に自分が婚姻したということを届け出る必要がございます。内親王の方と、あるいは女王の方と一緒に届けになる必要があるというのが戸籍法のしつらえになっております。そこで、一般の配偶者の方が内親王と現状この時点においては婚姻するということが制度的に求められておりますので、戸籍法の関係をそう改正いたしました。

かつての住民基本台帳法は、戸籍のない者には住民基本台帳法を適用する余地が全くなかったんですが、実は十年余り前に、戸籍のない方も、結

局、いろんなお仕事とか社会生活をされるときに、ここに一緒に住んでいるとか、あるいはこの世帯主との続き柄、子であるとか妻だとかあるいは夫だとか、そういったことが証明できるものとして住民票を活用したいという大きな要望が起りまして、そこで適用する余地をつくったわけでございます。これは、幸せに御婚姻されて、外国籍でもって、戸籍はないけど中長期在留者でいらっしゃるような方々が、いろんな仕事とかいろんな生活の場面でどうしても住民票の写しを要って、しかも自分がこの方との関係性を証明できるものが必要なんだということで、実は改正が行われたわけでございます。

今回、戸籍をこういうふうに手当てするに当たって、現実には、この時点では、この改正後のこの時点で婚姻が生じますと戸籍もそういう手当てされまして、社会生活も行われるようになります。そうすると、現に戸籍のない人に住民票を公証するシステムがあるものですから、これも適用するところが家庭生活、家族生活を送っていたくのに、いろんな議論がありますが、今回の仕切りで法制的に旦那様とかが皇族になるわけではありませんで、それでも一体的な世帯としての活動ができるようにというふうに関適用したわけでございます。十年余り前に戸籍のない人に対して適用することがなかった時代には考えられなかったと思うんですが、今回、こういうふうに関政府としては考えました。

これによりまして、もし社会生活を行うに当たってお子様のこと、あるいは旦那様のこと、いろ

いろあれば使えるようになるし、もしお望みになればマイナンバーシステムにおいて公的個人認証を使つてインターネット上本人確認することもできると。今回、できるだけ御不便がないようにと考えて政府としては極力立案したものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○衆議院議長（森英介君） よろしゅうございませう。

それでは、国民民主党。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） 我々国民民主党といたしましても、今回の要綱案については、これまでとりまじめに沿ったものだと思ひますので、おおむねこれでよろしいかと思ひます。

その上で、三点これ確認をさせていただきたいんですが、先ほど、皇統譜に掲載された皇族を住民基本台帳にも適用することなんでしょうが、家族の一体性ということがあるんですが、二つの方法があつて、皇族に寄せて一体感をしっかりと確保するのと、ある種、民間の方の方に寄せて確保するということが、両方が多分考え得るんですよ。でも、この住民基本台帳の対象とすることによつて、より、簡単に言うとも皇族から離れるような感じにならないのか。つまり、例えば皇族経済法で言う皇族としての品位保持ということにマイナスにならないのかということですね。例えば、マンションに住むからその住民票が要りますよみたいなことではなくて、御用地にお住まいいただくようなこともあり得ると思うので、その辺が、皇統譜に掲載され続ける皇族の方に住民基本台帳

を適用することが何かその皇族としての品位保持にマイナスに働かないのかという点がまず一点です。

二点目は、これは従来から申し上げておりますが、旧十一宮家については、ある種、基本的には養子は駄目だという中で、特例的、例外的に認めるといふことは条文上も表現されるんですけども、まず一つ、皇室典範による皇族男子であつた者という定義なんですけど、旧帝国憲法下にも皇室典範ありましたので、これが幅広く読まれないのか。言わば現行、その現行日本国憲法下におけるその皇族男子であつた者に限定するような形にちゃんとなつていのかどうかと、そこは確認です。

本来であれば、私は、特例法にした方が法の趣旨に合致するのではないかなということなので、本則というよりも特例法が望ましいのではないかということとは従来から申し上げておりましたが、改めて確認は、その限定がちゃんと掛かるのかどうかというところを、二点目確認させていただきたいと思ひます。

三点目は、今ちょっと聞いていて確認なんですけれども、現行皇室典範十一条は、十五歳以上の内親王、王、女王は、その意思に基づいて皇族の身分を離れることができる規定になつています。

今度、養子の皇族男子である王は、意思に基づいても皇族の身分を離れることができないということ、あえてその規定を設けます。現行の十一條との関係で矛盾しないのかと、その辺の整理をどう取つたのかというところ、三点確認させていただきます。

さい。

○衆議院議長（森英介君） 山崎参与、お願いします。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） ま

ず、住基法に関して申しますと、住民というのが、地方自治法上は現実にはそこで居住している者を全て住民にする前提になっておりまして、現実的には、今、宮中にいらつしやる、居住している方も地方自治法上は一応住民なんです。そういうふうになっております。私、昔、自治行政局長をしておりまして。

そこで申し上げますと、その中で、住民であっても戸籍のない人には住民票が適用できないと、適用はもうしないんだというふうなことをかたくなに昔はやっておったんですね。それは何かといえますと、戸籍から住民票というのは派生したシステムだったからなんです。

ところが、現在の発展状況は、住民票さえあればいろんな社会生活が送れると、例えばその配偶者の方が、自分が誰と結婚しているということを会社で証明しなくちゃいけないみたいなこともあり得るんですね。そういったときに、このシステムを使うことがむしろ内親王様とか女王様のお暮らしにとって非常にいいことになるのであらうと、品位を欠くことは一つもないと。

それから、もちろん、御所だとか、あるいはその御用地にお住みになることは十分考えられると思っております。観念上は、今も法制上は住民でございますので、何も関係することはないというふうに思っております。むしろ、先ほど玉木

先生から寄せるお話がありましたが、今回は皇統の方に寄せないような前提で法制が取りあえず作られますので、つまり、配偶者とかお子様については触らないと、そこで戸籍を維持するというふうに作っていくものです。そうすると、戸籍に載っているその配偶者の方の延長から関係性を証明する必要はあるだろうと。逆に、配偶者の方を皇族でないけれど皇統譜に載せるとか、それでもって告示をするというよりはかなり無理があるんだろうというふうに思っております。私どもとしては、これがお暮らしを考えたときにベストだと思っております。もちろん、その見直し条項はございますので、その都度その都度、いろんな見直しがあれば政府としてはきちんと対応していかなければならないというふうに思っております。

それから、二番目の旧十一宮家の話でございますが、ここで皇室典範と書きましたが、条文上はこの法律によるというふうに書いてございます。この法律による皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫と書いてありますので、旧典範は紛れなく入ります。そういうふうになります。

それから、十一条ですね。これは、実は現在の生まれながらの内親王様方も、一回それを表明して離脱されたら、それで終わって、もう帰ってくることはないわけです。今回、自由意思という決めがありましたので、自由意思で自分はこの方の子供になろうというのを決めになって、それで皇室の在り方を支えようというふうに分で決定して入られたと。そうすると、これは一回そういう意思を確認して入っていますので、もう自分の

御意思でもう一回出るようなことはないんだろうと思っております。

ただ、十一條二項というのがございまして、例えば養親子関係がなくなるとか、離縁とか、いろんなことがあったときには、十一條二項で、自らの意思ではないかもしれないけど、皇籍離脱するという道は残してございます。

そういった意味で、自由意思によるというお決めがありましたので、そこについて尊重しながら、しかし、自由意思が何遍も発動されるのではないというふうにしたということでございます。

○衆議院議長（森英介君） よろしいですか。

立憲民主党、お願いします。

○参議院議員（長浜博行君） 立憲民主党です。

議長、副議長の御尽力に敬意を表します。

皆様御承知のように、現在、天皇皇后両陛下におかれましては、オランダ、ベルギーを公式訪問されておられます。

時差の関係もありますが、昨日は、ベルギーの首都ブリュッセルのラーケン宮でフィリップ国王夫妻主催の晩さん会に出席をされました。天皇陛下は御挨拶の中で、陛下のおじい様であらせられる昭和天皇から御長女の愛子様までのベルギー王室と四代にわたる交流の歴史に触れられ、天皇陛下と国王、愛子内親王と王位継承順位第一位のエリザベート王女が同い年であられることも御紹介されたようでございます。今年で修好百六十周年を迎えた両国の皇室外交で築かれた永続的な友好親善と協力関係をこれからも大切にしたいと思われました。なお、今回御訪問されたオランダ、ベル

ギー両国は女性が皇太子となっており、皇位継承制度を男女の区別なく長子優先に改めた国と伺っております。

さて、皇室典範等の一部を改正する法律案要綱についてですが、この際、議長に申し上げておかなければならないことがあります。

それは、前回、六月十日の全体会議で立憲民主党の考え方について発言の機会をいただきましたが、数分間の衆参正副議長の協議らしい休憩の後、何の考慮の跡もなく、原案どおり一の3、一の4を立法院の総意とした決定プロセスに疑義を抱かざるを得ません。少なくとも、この日をもって各党派の見解が出そろい、立法院の総意のとりまとめ案、たたき台の検討をスタートさせるのが民主的なプロセスなのではないでしょうか。

真面目にこの会議に参加させていただいている者の一人として、お叱りを覚悟で申し上げるならば、やった感のあるアリバイづくりのような仰々しい立法院の長による全体会議など開かず、普通の閣法として国会に提出すればいいだけのことだったのかなと失望せざるを得ず、このままでは立法院の総意が取りまとめられたとは認識していないことを申し添えます。

今までの過程を顧みて、日本国の象徴であり、日本国民の統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づくことにも関連する案件なので、当然、いわゆる重要広範議案となる皇室典範改正法が自民党、日本維新の会の選挙公約に拘束されたベルトコンベヤーに乗ったようなスケジュール管理で、恐れ多いことでは

ありますが、万が一にもさつさと法案処理すればいいと考えておられるとしたら大問題です。

私たち国会議員は、ある意味、法案の賛否、採決の結果はともかく、どうしてそうなったのかという、国会で議論されている内容を国民の皆様にも正しく御理解いただけるように努力する、そのプロセスこそが代議制民主主義の肝、本質だと思います。ましてや、くどいようですが、本法案は、日本国民の総意に基づくものと密接に関連するのですから、両院の議長におかれましては、国民の皆さんの理解が得られるものとなることのために、法案が上程されたならば、各院での最善の議会運営の方法を熟慮お願いを申し上げます。

この会議に参加して今更ながら気付いたのですが、その運びが衆議院に偏っている、言葉が悪ければ、頼り過ぎていてるように思います。法律案が出てくれば、当たり前ですが、衆院、参院別々に審議をいたします。衆議院には立憲民主党という党がありませんので衆議院の皆様は御存じないかもしれませんが、参議院では、中曽根さん、山谷さんが所属されている自由民主党に次ぐ第二党でございます。前回のこの会議で、小池さん、福島さんから御指摘のあったように、参議院における野党第一党でございます。

十年ほど前になるんでしょうか、皇室典範特例法を審議した際は、参議院では特別委員会を設置し、尾辻委員長の下で私が野党の筆頭理事を務めました。西田さんは当時与党の理事だったような気がいたしております。今日の会議にも当時委員として参加された方が数名おられますので、御記

憶にあるかもしれません。このときは、審議の後、もちろん私も質疑に立ちましたが、反対会派なし、欠席会派一で、全会一致で法案は成立しました。立法院の総意とはこういうものかと実感したことは以前にこの会議で御説明したとおりでございます。

前回に引き続き、議長に申し上げます。

立法院の総意に基づき皇室典範の一部を改正する法律案要綱を作るのであれば、そして議長が立法院の総意とは最大公約数だとおっしゃるのであれば、あくまでも一の3、女性皇族が御自身の意思により婚姻後も皇族の身分を保持することが可能とすることのみに絞って法制化することが残りの会期を考慮すれば現実的と思われれます。そのため、あえて今日は配偶者と子の身分については言及いたしません。そして、残りの課題は引き続き国民への説明責任を十分に意識しながら、安定的な皇位継承に関する議論を続けることが国会としての責務ではないかと考えます。

なお、養子制度創設については、これまでも全くもって理解不能と申し上げてきたように、二十年以上前の二〇〇五年、自民党政権下での「皇室典範に関する有識者会議報告書」で喝破しているとおり、「男系男子による安定的な皇位継承自体が困難になっているという問題に加え」、「国民の理解と支持、安定性、伝統のいずれの視点から見ても問題点があり、採用することは極めて困難」なのです。

また、あえて付言すれば、一九四七年十月十四日に行われた十一宮家五十一人の方が皇族以外の

者になったこと、いわゆる臣籍降下、皇籍離脱でございしますが、法治国家として適法な手続であったことは言うまでもないことでありまして、皇室典範十五条に書かれている皇室以外の者及びその子孫は皇族となることがない、皇族以外の者は当たり前でありますが、皇族以外の者及びその子孫は皇族となることがないことの重大な意味を拳々服膺すべきだと考えております。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 今、いろいろ御発言ございましたけれども、一点だけ私から反論をさせていただきます。

今、衆議院に偏っている、あるいは衆議院の方が優位みたいな御発言がございましたけれども、私ども四者の中では、衆参全く対等に、かつ、それぞれが独立した人格で、それぞれの責任において議論し、そして譲るは譲ってここに至っているという。全く、衆議院が優位だとか偏っているということとはございませんので、その点については強く指摘をしておきます。

続きまして、公明党、お願いします。

○参議院議員（谷合正明君） 皇室典範等の一部を改正する法律案要綱について、公明党の意見を申し述べます。

我が党は、昨日、骨子について、立法院の総意に基づくものなのか、国民理解を得られるものなのかという観点で党内議論を行ってまいりました。まず、骨子案、本要綱案が立法院の総意に沿ったものとして衆参正副議長によって了承されたことの意義を深く認識をしております。

公明党が立法院の総意に合意した理由は、内容が我が党の意見書に沿ったものであり、特に、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないと確認されたこと、一方で、次代以降の皇位継承の在り方は、予断を持たず、静ひつな環境の下で議論を深めるべきであり、立法院の総意が将来の皇位継承の議論をいささかも縛るものではないと確認されたからであります。

この大前提に立ちまして、政府が作成した改正案について申し述べます。

内親王及び女王が婚姻により皇籍を離脱しないことに関する事項については経過措置を含めて立法院の総意そのものであり、皇族の養子に関する事項についても総意の慎重に制度設計を行う方向に沿ったものと理解し、これらを了といたします。その上で、本日は、政府に対して、大きく三つの観点から質問と説明を求めます。

第一に、将来の議論を縛らないという基本認識の徹底についてであります。

本要綱案には、女性皇族の配偶者や子の身分、また養子となられた方の男子の皇位継承資格については直接の言及がありません。これは、本法案が将来の皇位継承の議論をいささかも縛るものではないという方向に沿った形であると認識しておりますが、政府においてもこの基本認識は徹底されているのか、明確な答弁を求めます。

第二に、個別の制度設計に関する四点の確認であります。

一つ目は、住民基本台帳法について、政府から、先ほど、一般国民と結婚した場合、

同じ世帯であることを公証する趣旨であるとの説明がありました。が、これまで全体会議では議論されてこなかった内容でありまして、住基法を適用する意味について改めて丁寧な説明を求めます。

二つ目は、養子となり得る者の年齢について。政府の説明では、現行皇室典範などにそらえて要綱案では十五年以上としています。が、養子に入つて皇族になるという極めて重い判断をされることを鑑みて、成人年齢にすべきではないかという意見もあります。なぜ十五年としたのか、説明を求めます。

三つ目は、附則の見直し規定について。立法院の総意において一定年数ごとに見直すとしていたのは、養子縁組に関する項目でありました。なぜ、今回の見直し規定を両案を包括する形としたのか、説明を求めます。

四つ目は、法制化の形式について。全体会議では、養子縁組は特例法で対応すべきとの声もありました。今回、両案共に皇室典範改正で対応することとした理由は何か、説明を求めます。

以上、同じ質問が出されておりますけれども、公明党としてそういう質問があるということで、改めて申し上げさせていただきます。

第三に、国民理解を得るための努力についてです。要綱案の内容が立法院の総意に基づくものだと

しても、国民の理解を十分に得る必要があります。今回初めて報道で具体的な内容に接する方もいらっしゃると思います。各種調査等を見ますと、男系男子

の養子縁組については、いまだ十分な理解が得られていないと率直に申し上げざるを得ません。政府には、今後、国民の理解を得ていくためにどのような具体的な努力を行っていくつもりか、お伺いします。

また、いよいよ法案が国会での審議となった場合には、少数政党党派が議論に加わる特別委員会を設置しての審議が行われるべきです。幅広い党派が参加する開かれた場での熟議を通じてこそ、国民の理解は一層深まるものと考えます。

あわせて、我が党が意見書で将来の検討課題とした次代以降の皇位継承等については、正副議長のとりにとめに基づき、引き続き検討していく旨を附帯決議に書き込んでいくべきと考えます。

以上、公明党としては、本要綱案がおおむね立法院の総意に沿った内容であると理解いたしますが、今申し上げた確認事項への答弁を求めるとともに、何よりも国民の理解と納得を得ていくことを大前提として本要綱案を了とすることを申し上げます、意見表明といたします。

○衆議院議長（森英介君） 山崎参与から、じゃ、官房長官。

○内閣官房長官（木原稔君） 幾つか御質問、政府に対して御質問いただきました。

まず一点目の、将来を、この議論を縛るものではないかということについては私の方から答えさせていただきますが、これはあくまでも、皇室典範とはいえ、一つの法律であります。したがって、将来この見直すという段階においては、そのときの国民の代表である国会議員により議論が

行われ、そして当然その見直すべきことは見直すべきであろうという観点から、他の法律と同様に、これは将来を縛るものではない、将来の議論を拘束するものではないということは申し上げたいと思います。

二つ目以降の質問に関しましては、参与の方から答えさせます。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） まず、住民基本台帳の話でございますが、若干繰り返しになりますが、今回の制度改正においては、配偶者の方とかお子様は、皇室には入られずに一般の戸籍の方にいらつしやるという前提になっていると。それを前提に戸籍関係の届出が行われ、戸籍の編さんが行われていくという前提になっております。

かつては戸籍がなければ戸籍から派生している住民票もないという割り切りをしておったのでございしますが、最近のいろんな情勢、いろんな社会通念、それから社会生活において、この方と自分との関係を証明するものが必要であるとか、それから、ここに確かに住んでいることが必要であるとかというふうなことが要求されるようになりまして。ある意味では、トラストアンカーとしての住民票というのがかなり価値を持ってきたんだと思っております。

そのときに、一般の社会生活を送られ続けることもある前提のその今回の制度改正でございますので、配偶者の方と内親王・女王殿下方の関係性とか居住関係を何かで公証する必要があるだろうと。その結果において、マイナンバーカードも

し御必要であれば取得できるということにしたわけで、先ほど申しましたように、品位にはいささかも関わることなく、しかも、もう一回申し上げますと、地方自治法制上は天皇陛下とか皇室の方々も国民であり、そこに住んでいらつしやる住民ではある、しかし、住民であるけれども、選挙権とかを行使されない主体ということで住民基本台帳の割り切りはあるんですが、今回については、ある意味、特別な制度を新たに作りましたので、戸籍からの派生という考え方と、できるだけ家族生活を円滑に送っていたきたいという前提で適用することにしたということでございます。

十五歳につきましてですが、実はこの十五歳を仮に設けないとどうなるかというと、代諾ということになって、自分は生まれたときに、自分の意思ではないけど、親御さんの意思で養子縁組がなされるということがあるわけでございます。そうすると今度は、今回のような場合には、養子縁組が行われたことは周知の事実で、お育ちになる前提になります。そこでどうするかみたいな話が実は展開されていることを前提に、今回のおとりまとめの中で、その自由意思を確保するような年齢というふうにお話があるんだろうと思いました。

そのときに、現行の典範とのバランスを考えたときに、十五歳というのは一つある。また、あるいはできるだけ幼いうちに入っていた方がよろしいという考えもあるかもしれませんが、そののぎりぎりの部分を個人の意思で、ある意味では皇室を背負うことも含めてお入りになっているのだと。なかなか大変な決断だと思いたすので、

そういうことにつきまして十五歳にしたと。

じゃ、十八歳はどうかという話があると思いますが、今の典範の中の整合的な制度と考えますと、一方で十五歳で出ていくことができるようになっておりますので、十五歳を持つてくるのが適切かどうかというふうにとりまとめを踏まえて判断をさせていただきました。

それから、見直し規定につきましては、現在の附則の検討事項は、文言上、女性皇族の身分保持案と皇族の養子縁組の双方に関わることになるものと認識しておりますが、もちろんとりまとめに沿ったものでありますから、政府としては、これからのいろいろな立法院の御判断も尊重しながらいろんなことをしてまいりたいというふうに思っております。

最後に、法形式でございますが、恐らくバランスという意味ではいろいろ御議論があると思いますが、私どもとしては、いわゆる第一案も第二案も、政府の有識者会議においては両方あり得るバランスの取れた案だというふうに考えてございました。そこで、実は、とりまとめにおきまして、内親王の方は皇室典範改正というのが明確に書いてございますので、それとのバランス上も、その養子の方も皇室典範の本則改正にさせていただいたと。

しかしながら、養子をすることができないという条文は生かしたままで、その例外として、今回のいわゆる十一宮家の方々について養子入りができるという条文にしましたので、今までの章の最後に付けさせていただくことによって判断をさ

せていただいたと。

そういった意味で、こういうしつらえを取ることによって、しかも改正附則の部分で、御要望いただきました改正附則の部分におきましていろんなことがありますので、今、公明党のおっしゃるような御趣旨は体现したことになっているのではないかなというふうに思っております。

これで、要綱案が御確認いただけましたら、私どもとしては、閣議決定に向かっていろんな手続をし、マスコミの方々にも御説明しながらいろんなことをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○衆議院議長（森英介君） 続きまして、参政党、お願いします。

○参議院議員（神谷宗幣君） 参政党です。

衆議院、参議院の正副議長におかれましては、今回のようなとりまとめ、本当にありがとうございます。これまでのとりまとめに沿った内容になっていると思いますので、参政党もおおむねこれで賛同していきたいと思えます。

質問事項、数点あったんですけれども、ほかの党のところから出ましたので、一点だけ要望を伝えたいと思います。

我が党も、男系男子の養子につきましては、十五歳以上という制限はやはり限定し過ぎではないかなということがあります。原則、理由はもう聞いたので説明は要らないんですけど、原則は十五歳としても、もう十五歳だから明確に意思決定ができるか、十八歳かどうか、これは年齢だけじゃ

なくてその個人の精神的なものもあると思います。

十歳ぐらいでもう既にある程度の判断能力ができる、親権者も是非という賛同もあるというような場合、そういった方が、あくまでも想定ですが、いらいっしょって、先ほど維新の会からも出たように、メディア等にそういった方の存在が出てしまうと、その方は非常に世間の注目を集めることがあるのではないかなということが想定されます。

そういった場合の特別の規定を一つ設けておいて、その方の日常生活に重大な影響があるような場合には十五歳に満たなくても意思決定を認め得るというふうな、そういった附則みたいなものを付けておくと、原則は十五歳でいいかと思いますが、そういった例外規定のようなものを設けていただけないかなということと、参政党から提案をいたしましたので、そのほかは了としたいというふうに思います。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 回答はよろしいですか。

じゃ、どうぞ。

○内閣官房長官（木原稔君） 参考になるか分かりませんが、十五歳という年齢は、先ほど参与が話した以外に、例えば今、皇室において加冠の儀というのが行われておりまして、これ旧来の元服の年にいわゆるその成年を示す儀礼として行われてきた伝統的な行事がございまして、実際に陛下

からその成年のあかしとして冠を授けられて、これが実は十五歳ということもありまして、そういうことにも基づいて今回、十五歳という年齢を付けさせていただいたということでございます。参考までに。

○衆議院議長（森英介君） それでは、チームみらい、お願いします。

○参議院議員（安野貴博君） チームみらいの安野貴博でございます。

まず、議長、副議長におかれましては、立法院の総意の取りまとめを尽くしてこられましたこと、また政府におかれましては、その総意を受け立案を進められ、この度、皇室典範等の一部を改正する法律案の要綱をお示しいただきましたことに、まずはお礼を申し上げます。

我々チームみらいからは、質問というわけではないですが、意見を申し述べたいというふうに思っております。

我々は、かねてより、皇族数の確保という課題に対しては、皇室の歴史との整合性を大切にしながら、現実に取り得る方策を一つ一つ積み重ねていくべきだと申し上げておりました。今回の要綱が示す二つの柱は、いずれもその考え方に基づいてまとめられたものと受け止めております。

まず第一に、内親王及び女王の方々が御婚姻の後も皇族の身分を保持されることとする点でございます。

女性の皇族の方々が御婚姻の後も皇族の身分を保持されるという形は、これまでの議論の積み重ねを踏まえたものであり、皇族数の確保に資する

方策の一つとなり得るものでございます。要綱がこの方向で整理されたことを前向きに受け止めております。

あわせて、現在の内親王殿下、女王殿下につきましては、経過措置として、御本人の御意思により、御婚姻と同時に皇族の身分を離れることもできるものとされております。現行の制度を前提に長く歩んでこられたお立場を踏まえれば、このような御意向を尊重する配慮は理解できるものと考えております。

第二に、皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫を養子縁組によって皇族にお迎えできることとする点でございます。

養子縁組もまた皇族数を確保するための方策の一つとなり得ると考えておりますが、これまで皇室に養子が認められてこなかった経緯を踏まえれば、その制度化には慎重さが求められるものと考えております。

この点、要綱では、養親となり得る方の範囲を定めるとともに、養子となり得る方を、皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫であって現に皇族でない十五歳以上の男子であって、配偶者も子もない方に限るなど、その対象を限定しております。その上で、皇室会議の議を経ることとされております。さらに、養子として皇族となられた方は、皇位継承の資格を有しないものとされており、これらを吟味した慎重な制度設計は理解できるものだと考えております。

加えて、附則において、施行後の状況を踏まえて検討を加えることとされ、その検討に当たって

は、皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときには、認めるときは、三十年ごとに見直しを行うこととされております。その具体的な運用に当たりましては、国民の皆様の御理解を得ながら丁寧に議論を尽くしていくべきものと考えております。

日本国憲法第一条には、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と記されております。我が国における象徴天皇の制度は、日本国民の総意に支えられてこそ成り立つものでございます。合意できることから一つ一つ結論を積み重ね、なお残る論点につきましては、国民の皆様の御理解を得ながら歩みを進めていくことが立法院に課せられた責務であると考えております。

本要綱の作成に至るまでの皆様の御尽力に改めて敬意を表します。

以上でございます。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます。

次に、日本共産党、お願いします。

○参議院議員（小池晃君） 日本共産党の小池晃です。

本日、政府から示された皇室典範等の一部を改正する法律案要綱は、立法院の総意に基づくものだとおっしゃいますが、衆参十三会派中七会派のみの賛同しか得られていないものがなぜ立法院の総意たり得るのか。

それから、先ほど立憲民主党の長浜議員がおつ

しやいましたが、衆議院に偏っているというふうにおつしやった趣旨は、参議院の野党第一党が異論を呈しているものが立法院の総意と言えるのかという、そういう問題提起だったと思います。

さらに、先ほど議長サイドからは、有識者会議の書きぶりを踏まえたものであるとおつしやいました。ならば、この議論は一体何だったのかということにもなるかと思っています。

各種世論調査では、女性天皇を認めるべきという意見が多数であります。天皇は男系男子によって継承されるべきという原則に基づく政府案は、国民の総意とは懸け離れております。

日本国憲法第一条では、天皇の地位は主権の存する国民の総意に基づくとされています。第一条の精神に反するこのやり方は、将来に大きな禍根を残すこととなります。日本共産党は、この政府法案要綱は撤回することを強く求めます。

私たちは、天皇の制度の問題は日本国憲法の条項と精神に基づいて議論、検討すべきだと言つてまいりました。日本国憲法は、天皇が日本国民統合の象徴とし、その地位の根拠は主権の存する国民の総意に基づくとしています。これは、戦前の天皇主権を否定したものであります。万世一系の天皇、これを統治す、一条、天皇は神聖にして侵すべからず、三条としていた大日本帝国憲法とは根本的に異なります。

また、日本国憲法第二条は皇位を世襲のものとしておりますが、戦前の皇男子孫継承は削除されました。皇位継承の在り方を定める皇室典範は国会の議決によるとし、戦前とは大きく変わつてい

ます。

この日本国憲法の下で、多様な性を持つ人々によつて構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項と精神に照らして合理性を持ちます。女系天皇も同じ理由から認められるべきだと考えます。自民党は我が国の歴史と伝統なるものを強調しますが、何より大切なことは日本国憲法の条項と精神に基づくことであり、国民の総意であります。ここにこのことを肝に銘ずべきだと申し上げます。

政府が示した法案要綱について何より問題なのは、皇室典範に新たな章を設け、旧皇族の男系男子を養子とすることができると明記していることであります。

私たちは、旧宮家の子孫だといつて一般国民として生まれ育った人を特別な身分である皇族とすることは、憲法十四条一項が否定した門地による差別に抵触するものと指摘してまいりました。法案は、さらに、旧宮家の男系男子の子孫を将来にわたつて養子候補とするものであります。これは准皇族ともいうべき新たな特別な身分をつくるもので、憲法違反は明白ではありませんか。

また、法案は、皇嗣と皇嗣妃以外の親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王という全ての皇族が皇室会議の議さえあれば養子を取ることができると規定しています。先日、森議長の御発言が問題になりましたが、養子として皇族となつた方から生まれた男子に皇位継承資格を持たせようとする議論が繰り返して出されております。養子制度は、

女性天皇、女系天皇の道を閉ざそうとする動きと一体のものであり、到底容認できません。

そもそも、養子縁組、旧皇族の皇籍復帰という案は、二〇〇五年の政府有識者会議の報告書で、国民の理解と支持、安定性、伝統のいずれの視点から見ても問題点があり、採用することは極めて困難であると指摘され、完全に否定されています。二〇〇五年報告書のこの問題提起を覆す論拠については、この全体会議でも一度も示されておりません。

法案要綱は、女性皇族が婚姻により皇籍を離脱しないことを原則と規定しています。住民基本台帳を適用しながら皇室にとどめ、国民としての権利を認めないというのは矛盾も甚だしいのです。女性宮家をつくることを否定するための措置なのか、これは明確にされたいと、ここは質問したいと思ひます。

女性天皇を認めないにもかかわらず、皇族数の確保のためとあれば婚姻後の女性皇族の自己決定権や幸福追求権を過度に制約しても構わないということが許されるのでしょうか。一層、男性皇族と扱いに差を付けるものであり、結局、女性皇族を婚姻後も皇室にとどめ、都合よく扱おうというものと言わなければなりません。

さらに、附則は、制度見直しを三十年ごととしています。三十年後にしか見直しを行わないことにして、女性天皇の議論を閉ざそうということではないでしょうか。極めて重大であります。

朝日新聞の世論調査では、養子縁組をできるようにする法整備を急ぐ必要はないが七一％で、急

ぐべきだの一九％を大きく上回りました。読売新聞では、皇室典範の議論が十分だったとする回答は三九％にすぎません。

天皇の地位は国民の総意に基づくものであり、国民の理解が得られているかどうかは決定的に重要です。政府案は、国民の理解が得られているとは到底言えないと思います。本案を撤回し、改めて有識者、憲法学者などの参考人の意見を聴取し、国民の声を聞く公聴会、パブリックコメントを行うべきです。広く国民的な議論を行い、国民の総意を形成する努力をすることこそ、国会の責務です。主権者である国民の総意に基づく日本国民統合の象徴の地位にある天皇を男性に限定しているという現状を正すことは、国民の中での両性の平等、ジェンダー平等を発展させる上でも意義ある改革になります。

日本共産党はそのために力を尽くす決意であるということを申し上げ、発言を終わります。

○内閣官房長官（木原稔君） まず、政府といたしましては、この衆参正副議長によるおとりまとめの中にあります、報告書の第一案及び第二案は、いずれもこれを了とし、このとりまとめを基に法制化することを求めるというその指示に基づいて、今回、骨子そして要綱を作らせていただいたものであり、このとりまとめに沿った形で出させていたのだいたと、それ以外に答えようがないということでございます。

○衆議院議長（森英介君） れいわ新選組、お願いします。

○参議院議員（小池晃君） 住民基本台帳の話は。

私、質問しましたが、全く答えがなかったです。

○衆議院議長（森英介君） 失礼しました。

じゃ、その質問に、山崎参与、お願いします。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） こので一貫して申し上げておりますように、宮家というものは法制上のものではありませんので、私ども、有識者会議の頃からお認めいただいておりまして、内親王・女王様方が婚姻後もいらつしやるというところを追求してまいりました。婚姻後も皇籍を離脱されないわけですから、取りあえず配偶者の方が皇族にならないという今回のとりまとめでいけば、円滑な家庭関係とか社会生活を行っていただく上に必要なことはするべきではないかというふうに思って、先ほど二回申し上げましたけど、今回、住民基本台帳法を適用する余地があるので適用させていただいたということでございます。これによつて社会生活がいろんなところで円滑に動いていくのではないかというふうに考えてございます。

○衆議院議長（森英介君） れいわ新選組、お願いします。

○衆議院議員（山本ジョージ君） れいわ新選組、山本ジョージです。

党を代表して意見表明をさせていただきます。

まずは、最初に申し上げます。これまでも再三再四述べてまいりましたが、私たちとしては、なぜ今皇室典範の審議を行わなくてはならないのか、そこに大きな大きな疑問があるんです。

例えば、二十日、二十一日の共同通信の世論調査を見ても、男系男子養子案について、賛成四四

％、反対四五・四％などとなっています。国内で世論がこのように二分されている中で、それに目を奪われて、本当に喫緊の課題である、大多数の国民が望む経済政策への議論が取り残されることになることを懸念しているんですね。

さらに、これも従来から述べてまいりましたが、進め方に問題があるのは今回も同様なんです。衆参両院議長に対し、政府から本法案の骨子案が十九日に示されましたが、その骨子案を私もいただけるようお願いしましたが、公表しないとの回答でした。ところが、新聞やテレビ等には当日のうちに骨子案の内容が報道されています。立法院の総意に基づいた法律案の骨子が国会議員よりも先にマスコミに知るところになったのは、異常事態だと言わざるを得ません。

プロセスに難色を示しているのは国民も同じだと思います。読売新聞の調査では、皇室典範に関する与野党の議論は十分だったと思わないと答えた人が四割に上ったように、立法院の総意のとりまとめを国民は疑問視しており、それに基づいた今回の法案はそもそも審議に値するものではないと。

本日、天皇陛下は外国へ御訪問中でございます。こうした中で皇室に関する議論を進めることについて、特に保守を名の方々が納得しているのかどうか疑問なのはさておき、今回の御訪問先を見れば、オランダはかつて男子優先、ベルギーも男子のみの王位継承でした。しかし、先ほど立憲民主党の長浜さんの発言にもありましたように、現在は、両国いずれも長子優先、すなわち性別を

問わないことになっています。

一方で、日本は男系男子にこだわりの、女性天皇や女系天皇の議論はこれまでの全体会議でも直接的なテーマにはなっておらず、立法院の総意に、この中にも入らなかったため、今回の法案にもございませぬ。果たしてこれでいいのでしょうか。

国民の意識を見れば、例えば、二十日、二十一日に行われた、今度は毎日新聞ですね、毎日新聞の調査でも、女性天皇に賛成が七三％に対し、反対は僅か六％ですよ。

なぜ、女性天皇の議論を置き去りにして、強引に意見を集約して、立法院の総意を言わば捏造し、それを基にした法案化が進んでいる、これは一体なぜなのでしょう。高市総理が今国会での成立を望んでいることが背景にあるとすれば、私たちが立法院がまさに行政府の靴をなめるがごとく誠に屈辱的状况でございまして、民主主義の体を成していないと言わざるを得ませぬ。衆参両院議長、副議長におかれましては、いま一度国権の最高機関としての矜持を取り戻していただきますようお願いを申し上げます。

以上、立法院の総意のとりまとめが強引であり、それに基づく今回の法律案の作成も拙速である、さらに、女性天皇を支持する国民の意識とも懸け離れている、そのため、本法案を審議する前提条件が崩れているというのがいわね新選組の立場でございませぬ。

その上で、政府が国会への法案提出をあくまでも強行する場合は、少なくとも衆参両院で特別委員会を設置し、少数会派も含めて発言の機会を十分

分に確保するよう両議長に強く要請をいたします。

また、その際には、中央公聴会や地方公聴会を含め、専門家や一般国民の意見を聞く場を設けるのが当然でございませぬ。今回は二〇一二年のように国民からの意見募集は行っていないし、法案要綱によれば行政手続法による意見公募手続等に関する規定は適用しないとありますから、法案の審議を行う国会でそのような場をつくるのは義務と言えます。

さらに、退位特例法のときのようになり一日で済ませるのではなく、最低でも予算委員会並みの審議時間を設定することが必要であるということも申し添えて、私どもからの発言といたします。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 日本保守党、お願いします。

○参議院議員（百田尚樹君） 日本保守党の百田尚樹です。

この場でもう五度目になりますが、同じことを申し上げます。二千年に及ぶ日本の歴史と共にある天皇、皇室について、今、たまたま選挙に通っただけの一介の国会議員にすぎない者、つまり、単に一国民にすぎない者が意見を表明することは誠に恐れ多いことと存じますが、皇室典範等の一部改正案について謹んで一言申し上げます。

四月以来の過去四度のこの会議におきまして、主に三つのことを申し上げてまいりました。

一つは、伝統の軽視に対する警鐘です。我が国において約二千年続く皇室の伝統、これは世界にも類を見ないことですが、この長い時間を掛けて

築いた伝統も、失うときは一瞬です。しかも、一旦失えば二度と元には戻せませぬ。

ですから、私たち今現在立法院に議席を有する者は安易な意思決定に流れるべきではないということ、を再三申し上げてきました。未来の子孫たちから、なぜ二千年続いた伝統を安易に手放したのだと責められるおそれのある決断をしてはならないのです。

二点目は、戦後、GHQの圧力により臣籍降下された旧宮家の男系男子の御子孫と宮家との養子縁組を可能にすること、これは何としても実現させるべきだということです。悠仁親王殿下の後の世になっても、皇統、男系男子による皇位の継承が安定的になされるための有効な方策だからです。

三つ目として、女性皇族が御婚姻後に皇族の身分を保持されることの将来リスク、それへの危惧を語ってまいりました。現に、このところ一層激しく、一部の政治勢力とそれにおおられたとおぼしき方々が、女性天皇を、あるいは男女平等をうたった憲法の精神に反すると言いつつ、一部メディアもそれに雷同しています。この現象は将来のリスクを明示しています。二千年続いてきた皇統の問題を、現代のいつとときの世論や流行や価値観に左右されることがあってはならないのです。まして、一部メディアの世論調査なるものに影響されるものであってはなりません。

女性皇族の御婚姻後の身分保持は、女性天皇をという声や女性皇族の配偶者、お子さんに皇族の身分を付与しないのはおかしいという声をかき立て、いわゆる女性・女系天皇への道、皇位簒奪へ

の道を開かせることにつながるおそれがあることを、ここでいま一度申し上げておきます。

改めて申し上げますが、女系天皇が誕生した瞬間、二千年続いた世界最古の皇統が途絶え、全く新しい皇統が生まれます。これは伝統の破壊です。私たちは、二千年続いた伝統と歴史に深い敬意を持つべきです。

その上で、今日初めて改正案への保守党の意見と要望を申し上げます。

まず、皇室典範第一条、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と。これを決してゆるがせにせず、さらに、同典範第十五条で、皇族以外の者とその子孫、これは女性皇族の配偶者とお子さんが含まれますが、この方々が皇族となることはないと定めていますので、十五条で定めています。この十五条を決してゆるがせにしないという明確な決意とともに改正はあるべきと考えています。

その上で、養子について、これを禁じた典範第九条をそのままにして、新条ですね、新しい条を設けることは先人への配慮と拝察をいたしますが、新たな条文で養子となる方々の年齢や独身か否かで制限を付けることについては、前回申し上げたとおり、いま一度熟慮すべきと存じます。しかし、今回の養子案については賛同いたします。

一方、今回の第一案の女性皇族の身分保持については、これまで何度も述べてきたとおり、ただただ深い危惧があります。前回も申し上げたことをあえて繰り返しますが、過去に置かれた八人の女帝のうち、即位時に御結婚歴のある方は四人、

未婚の方が四人でした。

御結婚歴のある方四人の配偶者は、二人は天皇一人は皇太子、もう一人は天皇の男系の孫です。つまり、この四人の女帝のお子様は全て男系の子孫であり、男子であれば皇位を継ぐことのできる男系男子にほかならず、ここに皇統を脅かす要素は一切なかったのです。

問題は、即位時に未婚であられた四人の女性天皇です。この方々がもし皇族以外の男性と結婚していたら、その子供の存在により、いわゆる女系天皇の問題が生じます。恐らくこのリスクを防ぐためでしょうか、四人の未婚の女性天皇は皆様生涯独身でお過ごしになり、一人のお子さんも残されませんでした。未婚の女性天皇は生涯独身という不文律のようなものができていたのではないかと考えます。

したがって、今回の法案の第一案に、女性天皇の配偶者及びその子は将来において皇族の身分を保持しないと、与えないという、付与しないという一文を絶対に加えるべきだと考えます。これは非常に重要なことです。その一文があれば、女系天皇が生まれるリスクを抑えることができます。典範第十五条と若干重複することは承知の上で、あえてその一文を明記する必要があると考えます。以上が保守党からの意見ですが、その前にもう一言申し上げます。

これまで何度も申し上げてきたことをあえて改めて申し上げますが、この席上でこれまで過去四回、今回もありました、日本国憲法によればという言葉を金科玉条のごとく語られる方が幾人かお

られますが、皇室の歴史は約二千年、それに対して、日本国憲法の歴史は僅か八十年です。しかも、その草案を作ったのは日本国民ではなく、アメリカ軍を中心とする占領軍です。そのような憲法によって皇室の伝統がゆがめられることは断じてあってはなりません。

以上が保守党からの意見、要望です。

最後に、もう一度重ねて申し上げます。

世界で最も長い、古い歴史を持つ我が国の国体に対して、私たちは常に謙虚であらねばなりません。この度の法改正はあくまで大東亜戦争後に生じた一種のゆがみを正すための最小限の対応であるとの自覚を持ち、国体に触ることへの畏れを忘れるべきではないと私は考えます。一時的な世論や価値観によって伝統を忘れたり、無自覚に壊したりすることがあっては断じてなりません。

以上が私たち日本保守党の考えです。ありがとうございます。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます。

社会民主党、お願いします。

○参議院議員（福島みずほ君） ありがとうございます。

今までも社民党として主張してまいりました、女性天皇を認めるべきであるということと、養子縁組はまさに恣意的になるという問題と、幾ら旧宮家といっても、民間人が皇族になった例はありません。ですから、この養子縁組を付けるということに関して、この二点について異議があるということを繰り返して申し上げます。にもか

わらず、それが要綱になっているということは、やっぱり容認することはできません。

本日、立憲民主党の長浜さんが発言をされ、共産党の小池さんもおっしゃいました、参議院の野党第一党が主張していることがやっぱり顧みられないこと、また、私たちは、社民党は少数政党ですが、しかし、にもかかわらず、それらの考え方が全く顧みられないことに関して、それはやっぱり立法院の総意と言うのであれば、最小限度のことで、例えば、先ほども長浜議員がおっしゃいましたが、女性皇族は結婚しても皇族であり続けるということ、例えば一致できるところで立法院の総意として出すなら分かります。

でも、そうではなくて、反対だと言っている意見も幾つかの政党が言っているにもかかわらず、そして、国民の世論はまさに養子縁組には反対、女性天皇は認めるべきだという中で、この要綱は国民の総意にも国会の立法院の総意にも合致していない。ですから、最小公約数でやるのか、あるいは強く撤回することを求めます。

この要綱になった段階で、今までとは違うことが、違うというか、確認されていないことが要綱に書かれています。それは、住民基本台帳にその女性の皇族が載せられるということもあります。これはもう、夫、配偶者と子供は皇族にならないということを前提に住民基本台帳法にするんだと。でも、結局、女性結婚しても皇族であり続け、皇族の数は満たすけれども、それは、まあ利用していると言うと変ですが、女性天皇は認めない、そして、養子縁組を、だから男子を連れてくる、

そして、女性の皇族は結婚しても男性天皇を支えるという形で、で、配偶者と子供に関しては住民基本台帳法でその女性皇族は扱われるということ、これは、このことは配偶者と子供はもう皇族にはなりませんよという宣言で、そのことは確認していいと思います。

また、この養子皇族男子及び養子皇族男子の子孫の皇族としての地位は実方の系統によるものとするというのは、養子縁組した養子は皇位継承は持たないけれども、その子供は皇位継承を持つという意味でしょうか。ちよつとこれは質問です。実方の系統によるというのは、養子の子供は皇位継承を持つということ、ここには明らかにしているのでしょうか。

また、意思に基づき皇族の身分を離れることができないという点も、新たに今日要綱になって突然出てきたことで、これは、私は、意思に基づいて離れることができるというふうにするべきであると、養子縁組という全く合意に基づくものを導入したのであれば、合わないとなったときに自分の意思に基づいて離脱することを認めるべきだと思います。

つまり、何が言いたいかというと、この要綱は、幾つかの政党の意見に合っていない、それから、要綱になった段階で今までの取りまとめで確認していないことが盛り込まれて書かれているということです。まさに森議長がかつておっしゃった、養子は皇位継承権を持たないが、養子の子供、男子は皇位継承権を持つということがここに書かれているのでしょうか。

そして、見直し規定が三十年ということにも驚きました。三十年後に見直しをするというのであれば、今拙速に強引にやる必要はありません。これから議論したらいいじゃないですか。三十年間見直さないのであれば、そんな遠い将来まで女性天皇は認めない、養子縁組はそのままにする、皇族のままになった女性は配偶者も子供もまさに皇族ではないということ、三十年ごとに見直すというのであれば、今まさに拙速に強引に進める必要はないというふうに考えます。

私は、心から思いますが、強引に、国民の意思にも、そして立法院の総意にも合致しないことをやるのは、禍根を生ずるというふうに考えています。それは、当事者の方たちにとっても、本当に誰が望んでいることなのか。強引に拙速に進められることに反対で、撤回をすべき。あるいは、最低限、女性の皇族は結婚しても皇族であり続けるという立憲の提案に賛同したいと思います。

以上です。
○衆議院議長（森英介君） 沖縄の風、お願いします。

○参議院議員（高良沙哉君） 発言の時間をいただきました。ありがとうございます。

沖縄の風からの今回の法律案要綱についての意見を述べ、また質問をいたします。

立法院の総意を求めていることであれば、最低限、全ての政党党派が賛同できる部分のみ、すなわち内親王及び女王が婚姻により皇籍を離脱しないことのみ今回の改正で扱うというのが、ぎりぎりのところではないかと考えていますが、いかが

でしょうか。

確認の場というふうには先ほどおっしゃっており
ました。二つに絞られた事項の一つ、皇族の養子
に関する事項について、沖縄の風は賛同しかねる
と再三申し上げてきました。今回の要綱では例外
規定であることですが、問題の本質は変わ
らないと懸念をしています。

私は、また最高法規である憲法の原理に基づい
て発言をしますけれども、既に現行憲法下では身
分制は廃止されており、貴族的身分を復活させよ
うとする改正提案は、平等原則に基づけば問題が
あるのではないのでしょうか。

また、再三指摘されていると思いますが、誰を
養子にするかを決定する際に、恣意的な判断が入
り込む余地がある点も問題です。

そして、新たに改正によって創設されようとし
ているにもかかわらず、相変わらず嫡男系嫡出の
子孫である現に皇族ではない年齢十五歳以上の男
子という男尊女卑の制度をつくらうとしている点
も問題ではないでしょうか。憲法十四条、平等原
則を無視するような制度を新たに作るという議
論には賛同できません。

このように、男尊女卑を皇室の維持のために持
ち続けることが、日本社会の中に色濃く残る不平
等状態を助長してしまうことも危惧しています。

もう一点、内親王及び女王が婚姻により皇籍を
離脱しないことに関する事項について、今回の提
案では、経過措置として、その意思により皇族の
身分を離れることができるものとするという附則
が設けられている点は、女性皇族自身の意思が一

定程度尊重される仕組みとなり、評価できるとは
考えます。

ただし、今回の法律案でどの程度女性皇族と男
性皇族の制度が同等であるのか。これまで議論を
聞いてきた中では同等であるとは言いがたく、懸念
があります。もし平等性が確保されないものであ
れば、現憲法下で新たにされる改正であるにもか
かわらず、女性皇族はどこまでも男性中心の皇室
制度の維持のための劣位の存在に位置付けられか
ねません。

以前にも申し上げましたが、皇室の制度は平等
原則を定める憲法の例外であるかもしれませぬ。
しかし、国民統合の象徴である以上、国民の支持
や理解を得られる制度であることが大切ではない
でしょうか。現行憲法施行から七十九年の現代の
皇室典範改正が不平等な中身の改正では、国民の
理解は得られないものと考えます。平等な制度を
求めます。

また、今回の改正後の見直しについて質問いた
しますが、なぜ三十年という長い期間設定をして
いるのでしょうか。法律上の問題点が明らかにな
ったときに議論が起ることが妨げられる懸念は
ないのかと考えています。国民の求めの大きい女
性天皇実現の議論も、向こう三十年できないこと
になってしまいます。

そして、もう一つ質問をしたいと思いますが、
意見公募手続の規定がない、省くということが書
かれています。国民の意見はどのように酌み取
ることができるのでしょうか、お尋ねいたします。
最後に、再三申し上げますが、国民の多く

が女性天皇を認めるよう皇室典範を改正する議論
を求めています。やはり、三十年改正しないと議
論を閉じるのではなく、議論をすべきと考えます。
女性天皇を認めるような議論をしていく余地を残
すように求めます。男系男子に皇位を限っている
からこそ、皇位継承は不安定になっているのでは
ないでしょうか。

もし本当に天皇制維持を考えるのであれば、応
急処置的に皇族数を一般市民になった旧皇族をか
き集めて補うのではなく、国民の理解が得られる
よう、論点を絞らず正面から議論し、憲法の原理
を天皇制にも及ぼすのが国民の求めではないかと
考えます。国民の理解が得られる制度改正とい
うところに力点を置いて議論がなされるよう再度求
めて、沖縄の風会派の意見いたします。

質問、二点いたしました。よろしくお願いいた
します。

○衆議院議長（森英介君） では、山崎参与、お
願います。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 附
則の見直しの規定でございますが、私もいろいろ
んなことを承りながら改正文にまとめたわけでござ
います。まず、(1)の方で、その施行の状況を
踏まえて所要の検討が加えられ、必要があると認
められるときは、その結果に基づいて所要の措置
が講ぜられるものとするとしておりますので、
必要が生じればいつでも見直しはされるというふ
うに考えてございます。

その上で、さらに、皇族数の確保の状況等とい
う客観的なものを見ながら、必要があると認めら

れるときは、三十年ごとというふうにお決めいただいたんだろうと。その三十年には、やはりこのとりまとめでいただきました、養子になれるような年齢とかいろんなことも含めながらお考えいただいているのではないかと、いうふうに拝察申し上げます。

それから、パブリックコメントを省く部分は政令でございまして、政令に対するパブリックコメントを省くのでございますが、これは戸籍関係のもので、完全にもうある意味では皇族の関係だけに、関わるような、その戸籍の届出をどうするかとか、あるいは手続的にこういうものをどうするか、住民基本台帳の届出をどうするか、そういう部分でございまして、これは関係する方々が、当事者の方々は恐らく今回のことに関係する方々でございまして、公募手続を省略してございます。これは前回の退位特例法の際にもそういうふうな取扱いをさせていただきました。

以上でございます。

○衆議院議長（森英介君）　じゃ、次に、自由民主党お願います。

○衆議院議員（小林鷹之君）　自由民主党でござい

ます。自民党として、政府が今回示した皇室典範等改正法案の要綱案は、我が党がこれまで主張してきたことがおおむね適切に盛り込まれており、さきの衆参正副議長による議論のとりまとめに合致するものと考えています。

その上で、まず皇族の養子制度に関して申し上げます。

現行制度では、男性皇族が婚姻して子供が生まれること以外に皇族数が増えることはありません。次世代の男性皇族が悠仁親王殿下お一人しかいらっしゃらない現状において、皇族数を増やしていくためには、皇統に属する男系男子を養子として迎え皇族とすることが必要不可欠であって、大変重要な方策であります。その養子の対象者を、現行憲法、皇室典範において皇位継承資格を有していた方々であるいわゆる旧十一宮家の方々の男系男子孫の方々としているのは、我が国の歴史と伝統を踏まえた適切な制度となっております。

さらに、今回の要綱案では、養子皇族男子及び養子皇族男子の子孫の皇族としての地位を実方の系統によるものとし、養親の地位にかかわらず養子やその子孫の地位が定まることとすること、皇族の養子縁組を禁じることとした先人の懸念を払拭できる制度設計となつていと考えています。

今回の養子制度は、皇室典範本則に位置付けられる恒久的な制度とされています。今回の皇室制度の見直しにおいて、この養子制度の創設は、皇族数の確保において最も有効な方策であつて、我が党として最も重視していることを強調しておきます。

次に、内親王及び女王が婚姻により皇籍を離脱しないこととすることについても、現在の皇族数を減らさないという意味で必要な方策であろうと考えています。ただし、その大前提として、皇統男系男子でない配偶者と子に皇族の身分を与えることは歴史上前例がなく、男系継承という皇室制度の根本に関わることであるとの認識は、我が党を含

め多くの党が共有していることを改めて強調しておきます。

要綱案では施行時内親王等とされておりませんが、現在の内親王・女王の方々は、一般国民男性との婚姻に際して、これまでどおり皇族の身分を離れることがその意思によりできるものとされており、現在の内親王・女王方に配慮した内容となっております。

また、一般国民と婚姻された内親王・女王方について、住民基本台帳法を適用することとしていることは、女性皇族の御家族の居住関係を公証し、御生活の様々な場面で利便性を高めることにつながるものであらうと考えています。

さらに、附則部分の見直しに係る規定につきましては、文言どおりのものとして受け止めることとしたいと考えております。

なお、先ほど来、附帯決議への言及もございましたが、附帯決議というのは、本来、最終的には国会審議を経て決められるものであるということ、は付言をしておきたいと考えています。

最後に、これまでの全体会議におきまして、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしないということ、を多くの会派で確認できたことが誠に意義深いことであることを改めて申し上げます。

その上で、皇族数の確保は喫緊の課題であります。政府の要綱案につきまして、各党各会派でそれぞれ御意見はあるものと思いますが、正副議長のとりまとめに沿ったものであることは各党各会派とおおむね共有できるのではないかと考えてお

ります。

今回の皇室典範の改正は、是非ともこの国会中に実現させなければならぬと考えます。政府には、この要綱案を基に速やかに法案を作成し、閣議決定に進むことを求めて、自民党の発言といたします。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます。

これで全会派から御意見を伺ったわけでございますけれども、今、社会民主党、先ほどかなりいろんな御意見を伺いましたけど、更に重ねて何かございますか。

じゃ、手短にお願います。

○参議院議員（福島みずほ君） 質問でありまして、その回答をいただいていないので、一言お願いします。

養子皇族男子及び養子皇族男子の子孫の皇族としての地位は実方の系統によるものとするとありますが、これは、養子になった子供は皇位継承権を持つということまで含んでいるんでしょうか。この読み方を教えてください。

○衆議院議長（森英介君） 山崎参与、お願いします。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） まず、三十年見直しにつきましては、先ほど申し上げたと思いますので、重複を重ねません。

今のお話は、今回の政府の立案の立場は、取りまとめいただいたものを忠実に反映するという前提でございます。要は、今回改正していることについて、改正は生きているでございますが、要は、

あとの部分につきましては、現在の、何といたすか、皇室典範の解釈どおりになつていくという前提でございます。

そういった意味では、実方の話につきましては現行法の解釈としてどうなるかということだろうと思っております。紛れがないような解釈規定として摂政になる順位とかそういうことについて書きましたけれども、現在の皇室典範を前提とした最小限の改正をしているということを申し上げておきたいと思えます。

○衆議院議長（森英介君） これで全会派から御意見を拝聴をいたしましたけれども、本日の全体会議は、政府提示の要綱が私どもからお示ししましたとりまとめの内容に沿ったものであるか否かを判断するという位置付けでございます。その判断をいたしますために、四者で別室において協議をしたいと思えますので、恐れ入りますが、暫時休憩とさせていただきます。なるべく早く済ませるようにいたします。

午後五時三十六分休憩

午後五時四十五分開会

○衆議院議長（森英介君） 大変お待たせいたしました。

再開をさせていただきます。

ただいま衆参正副議長四者で協議をいたしました結果を御報告いたします。

とりまとめの内容を忠実に反映するためには、政府から提示された要綱につきまして補足し明確化する観点から、とりまとめで既に附帯決議の案を提示しておりますけれども、それに更に一点補

充する必要があるとの結論に至りました。つきましては、今後、衆参正副議長において、附帯決議に現場で盛り込んでいただきたい内容を整理いたしまして、附帯決議案を作成した上で、なるべく早めに各党各会派の皆様へ配付させていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

今後、附帯決議により、一定の補足、明確化がなされることを前提にいたしまして、要綱はとりまとめに沿ったものと判断して、了承することにしたと存じます。

なお、ほかのお三方から何かありましたら御発言をどうぞ。

○参議院副議長（福山哲郎君） 副議長の福山でございます。

各会派の先生方におかれましては、様々な御意見を頂戴いたしまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

先ほどから出ているもので一言だけ付言を申し上げますと、女性皇族の配偶者、子供の身分については、正副議長の四人の間ではとりまとめも含めて言及をしております。そのことだけは付言をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

○衆議院議長（森英介君） 以上でございます。

○参議院議員（百田尚樹君） 言及しないというのは意味が分かりませんね。つまり、それは将来的に皇族の身分を付与する可能性もあるというふうに私は受け取りますが、これははっきり私は、

将来的にも配偶者を……

○衆議院議長（森英介君） それは、あくまでも、私どもがみんなで協力して、いろいろなことを乗り越えて、とりまとめ案をまとめました。そのとりまとめに言及していないことを申し上げます。している、それ以上のことは申し上げません。

○参議院議員（百田尚樹君） 私の要望としては、配偶者と子供には皇族の身分を付与しないという一文が必要だと考えております。

○衆議院議長（森英介君） それでは、以上をもちまして、要綱はとりまとめに沿ったものと私どもとしては判断いたしますということを申し上げます。閉会とさせていただきます。

ありがとうございます。

午後五時四十八分散会